

議 第 4 0 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日 提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改め、

「

鳥獣被害対策実施隊員	1 時間につき	1, 250 円	”
------------	---------	----------	---

」を

「

鳥獣被害対策 実施隊員	銃猟又はクマ の出没に関する 緊急出動	1 時間につき	2, 040 円	”
	上記以外の出 動	1 時間につき	1, 250 円	”

」に

改める。

別表 2 中「別表第 1 及び別表第 2」を「別表」に改める。

附 則

(施行 期 日)

- 1 この 条 例 は、 令 和 8 年 4 月 1 日 から 施 行 す る。

(経 過 措 置)

- 2 この 条 例 の 施 行 の 日 前 に 出 発 し た 旅 行 に 係 る 費 用 弁 償 及 び 実 費 弁 償 に つ い て は、 な お 従 前 の 例 に よ る。

新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年10月15日条例第22号）

改正後				改正前			
別表 1				別表 1			
区分		報酬の額	旅費の額	区分		報酬の額	旅費の額
選挙管理委員会	委員長	月額	40,700円	選挙管理委員会	委員長	月額	40,700円
	委員	月額	31,000円		委員	月額	31,000円
(略)				(略)			
公平委員会	委員長	職務1回につき	19,900円	公平委員会	委員長	職務1回につき	19,900円
	委員	職務1回につき	17,500円		委員	職務1回につき	17,500円
(略)				(略)			
社会教育委員		1日につき	6,400円	社会教育委員		1日につき	6,400円
			旅費条例別表に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額				旅費条例別表第1及び別表第2に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額

改正後

(略)			
鳥獣被害対策実施隊員	銃猟又はクマの出没に関する緊急出動	1時間につき	2,040円
	上記以外の出動	1時間につき	1,250円
(略)			

別表2

区分		実費弁償の額
地方自治法第74条の3第3項、第100条第1項及び第199条第8項の規定により出頭した選挙人、その他の関係人		旅費条列別表に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額
(略)		

改正前

(略)			
鳥獣被害対策実施隊員	1時間につき	1,250円	〃
(略)			

別表2

区分		実費弁償の額
地方自治法第74条の3第3項、第100条第1項及び第199条第8項の規定により出頭した選挙人、その他の関係人		旅費条列別表第1及び別表第2に掲げる特別職以外の職員の旅費相当額
(略)		